

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加申し合わせ事項」

1 本申し合わせの趣旨

部員不足に伴う複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）の参加については、部活動にひたむきに取り組んでいる生徒の発表の場を提供するための教育的配慮のもと、運動部活動の振興及び活性化等の目的で導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

2 競技名 ラグビーフットボール

3 合同チームの参加対象大会

- ①県高等学校総合体育大会
- ②県高等学校新人体育大会及び地区新人体育大会
- ③全国高等学校ラグビーフットボール競技大会長崎県大会

4 編成手続き

- ①合同チームを希望する学校は、学校長の許可を経た後に、各都道府県専門部の定める期間内に定める様式にて申請し、承認を得る。
- ②各都道府県専門部は、承認後速やかに、その責任において合同チームを編成し、各都道府県高体連会長の承認を経た後に各校へ通知する。
- ③大会参加申し込みについては、各校校長承認の上、代表校長により行う。

5 編成

(1) 編成条件

- ①部員とは大会に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。
- ②合同チームの編成が可能なチームは、部員が14人以下のチームとする。
但し、以下を特例とする。

特例1：部員が15人以上いるが安全対策上の問題があるチーム

- ア 適切に訓練されたフロントローがおらず、安全対策上問題があると各専門部が認めた場合
- イ けが人がおり、大会までに復帰、もしくは相応のトレーニングを積む期間が確保されず、試合時に15人の出場が見込めないと各専門部が認めた場合

特例2：各都道府県専門部及び各都道府県高体連が大会運営・参加上もしくは安全対策上適当と判断した場合

※この場合、編成時に全国高体連ラグビー専門部に専門委員長より相談する。

- ③編成に際し、考慮すべき事項は以下のとおりである。各都道府県専門部は、これに従い、その責任において編成を行う。
 - ア 学校間の物理的・時間的距離
 - イ ポジションのバランス 特にフロントローの人数
(少人数のチームは日頃よりフロントローとしての訓練を怠らないこと)
 - ウ 専門的指導者の有無 偏らない

(2) 編成校数

1 チーム当たりの編成校数の上限は設けない

(3) 編成後の部員数

編成後の部員数は15人～20人前後を基準とする。これが不可能な場合においても、原則として登録人数の25名を超えないものとする。

※25名以内で編成が不可能である場合は、事前に全国高体連ラグビー専門部に専門委員長より相談する

※25名以内の編成であっても、イレギュラーな事例などについては全国高体連ラグビー専門部に専門委員長より相談する

(4) 編成期間

①合同チームの編成期間は、大会申し込み時から大会終了後までとする。その期間中に、部員の加入によって15人を満たすチームがあったとしても、申し込み後は大会終了後まで合同チームの編成は解かない。

②編成期間終了後、部員が15名となったチームは次の大会申し込み時には原則として合同チームの申請はできない。但し、上記「4」-(1)-②の特例2に該当する場合は事前に全国高体連ラグビー専門部に専門委員長より相談する

(5) チーム名

原則として、編成校の校名連記とする。

(6) ユニフォーム

チームで統一し、短パンについては同色とする。

(ストッキングはできる限り統一する)

6 その他

合同チームの精神は、①成果を発揮する機会の保障と確保② 公正・公平③ 安全対策である。

令和5年4月1日より施行